

動物取扱業に係る動物の適正な飼養管理に関する制度等 (概要)

平成30年 3 月

環境省自然環境局動物愛護管理室

動物の愛護及び管理に関する法律の歩み

昭和48年 「動物の保護及び管理に関する法律」制定（全13条）

- ・保護動物の虐待・遺棄の防止、動物愛護思想の普及啓発、動物による人への危険の防止
- ・自治体による引取りの義務化
※虐待・遺棄3万円以下の罰金（保護法益は、「動物を愛護する気風という良俗」）

平成11年 「動物の愛護及び管理に関する法律」に名称変更・大幅改正（全31条）

- ・名称と法目的変更（保護→愛護）、基本原則に「動物は命あるもの」を明記。
 - ・動物取扱業の規制（哺乳類、鳥類、爬虫類を取扱う業者に対する届出制の導入等）
 - ・飼い主責任の追加
 - ・愛護動物に爬虫類を追加。罰則の強化 など
- ※みだりな殺傷1年以下の懲役又は100万円以下の罰金を新設、虐待・遺棄3万円以下の罰金から30万円以下の罰金に強化

平成17年 一部改正（全50条）

- ・動物取扱業の規制強化（届出制から登録制等）
 - ・特定動物（危険動物）の飼養許可制の導入
 - ・罰則の強化 など
- ※虐待・遺棄50万円以下の罰金、動物取扱業の無登録営業30万円以下の罰金

平成24年 一部改正（全65条）

- ・法目的に「人と動物との共生」を追記。
 - ・終生飼養の明文化
 - ・動物取扱業の規制強化（販売時の対面説明・現物確認の義務化、犬猫等販売業規制等）
 - ・自治体による引取り義務の例外（引取りを拒否できる規定）を追加
 - ・罰則の強化 など
- ※みだりな殺傷2年以下の懲役又は200万円以下の罰金、虐待・遺棄100万円以下の罰金、動物取扱業の無登録営業100万円以下の罰金

☆昭和48年の法制定及び過去3回の法改正は、いずれも議員立法による。

動物の愛護及び管理に関する法律の概要①

目的

- 【動物の愛護】動物愛護の気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操を涵養
- 【動物の適正な管理】動物による人の生命、身体及び財産への侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止
- 【社会づくり】人と動物が共生する社会の実現

基本原則

- 「動物は命あるもの」であることを認識し、人間と動物が共に生きていける社会を目指す
- 動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱う
- 取り扱う動物に対する適切な給餌・給水、種類・習性等を考慮した飼養環境を確保する

動物の飼い主及び動物販売業者の責任

- 動物の種類や習性等に応じた健康安全の確保、人への危害や迷惑防止等のための適正飼養の責務、みだりな繁殖の防止、感染症の防止、逸走防止措置、動物の終生飼養、動物の所有者の明示、動物販売業者の説明責任等

動物の飼養及び保管等に関するガイドライン

- 家庭動物、展示動物、畜産動物、実験動物の飼養保管等基準の策定

動物取扱業者^{*1}の適正化

- 「第一種動物取扱業者」（営利事業者（ペットショップ、ブリーダー、動物園等）） 都道府県知事等への登録制、遵守すべき基準の制定、動物取扱責任者の選任、改善勧告・命令、登録の拒否・登録の取消しや業務の停止命令
 - 「第一種動物取扱業者」のうち「販売業」：現物確認、対面による情報提供の義務
 - 「販売業」のうち「犬猫販売業」：犬猫等販売業者の健康安全計画の策定、獣医師との連携の確保、終生飼養の確保、幼齢の犬猫の販売等の制限、個体の帳簿の備え付け、定期報告届出書等
- 「第二種動物取扱業者」（非営利事業者（動物保護団体等）） 都道府県等への届出制、遵守すべき基準の制定等

*1 動物取扱業の登録対象：哺乳類・鳥類・爬虫類（畜産農業、試験研究等の用途は除く）の取扱業を営む者

動物の愛護及び管理に関する法律の概要②

一 周辺生活環境の保全等

- 多数の動物を飼養し、周辺の生活環境を損なっている者及び虐待を受けるおそれのある事態を生じさせている者への改善勧告、命令

一 特定動物（危険な動物）の飼養規制

- 都道府県知事等の許可、マイクロチップ等による個体識別措置

一 犬及び猫の引取り等

- 犬猫の都道府県知事等による引取り、負傷動物等の収容
- 犬猫の引取りを拒否できる事由の明記、引き取った犬猫の返還・譲渡の努力。

一 動物を科学上の利用に供する場合の方法等

- 動物実験の3R（代替措置、使用数削減、苦痛の緩和）への配慮等。できる限り苦痛を与えない方法での処分

一 国や地方公共団体の取組

- 学校・地域・家庭等における教育活動や広報活動を通じた普及啓発、動物愛護週間（9月20日～26日）の実施
- 動物愛護管理基本指針（環境大臣）や動物愛護管理推進計画（都道府県知事）の策定
- 動物愛護推進員の委嘱、協議会の組織等

一 罰則

- 愛護動物※2のみだりな殺傷：2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
- 愛護動物※2の遺棄・虐待：100万円以下の罰金
- 命令違反に対する罰則等

※2 愛護動物：犬・猫・牛等の家畜、占有下にある哺乳類・鳥類・爬虫類

動物愛護管理法の法目的（第1条）と保護法益

動物の愛護

動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて

国民の間に動物を愛護する気風を招来し、

生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する

動物の管理

動物の管理に関する事項を定めて

動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、

もって**人と動物の共生する社会の実現**を図る。

動物愛護管理法の保護法益

動物愛護管理法において、動物のみだりな殺傷や遺棄・虐待を罰則をもって禁止し、動物取扱業に対して規制等を行うことによる保護法益は、法目的にある「動物を愛護する気風」という社会の公序良俗（社会法益）を保護すること。動物の健康・安全の保持は、「動物を愛護する気風」という公序良俗を保護するための手段という位置付け。

動物取扱業や特定動物に係る規制等については、動物による人の生命・身体・財産に対する侵害（個人法益）や生活環境保全上の支障の防止が保護法益である。

動物愛護管理法の基本原則（第2条）

（基本原則）

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

平成24年法改正により、第2条の基本原則に、動物は命あるものとする動物愛護の考え方に加えて、国際的な動物福祉の考え方である「5つの自由」の趣旨を踏まえ、可能な限り飼養環境の確保を行うことが規定された。

「5つの自由」

The Five Freedoms for Animal

- ① 飢え・渇きからの自由
Freedom from Hunger and Thirst
- ② 痛み・負傷・病気からの自由
Freedom from Pain, Injury or Disease
- ③ 不快からの自由
Freedom from Discomfort
- ④ 本来の行動がとれる自由
Freedom from behave normally
- ⑤ 恐怖・抑圧からの自由
Freedom from Fear and Distress

飢え・渇きからの自由

Freedom from Hunger and Thirst

動物にとって食餌はとても大切です。動物の種類や年齢や健康状態にあった適切なフードを与えましょう。水は新鮮なものがいつでも飲めるようにしましょう。



痛み・負傷・病気からの自由

Freedom from Pain, Injury or Disease

ケガや病気の場合には適切な治療を受けさせましょう。日頃から病気の予防を心掛け、健康状態をチェックしましょう。



不快からの自由

Freedom from Discomfort

清潔で安全で快適な飼養場所を用意して、動物が快適に過ごせるようにしましょう。



5つの自由

The Five Freedoms for Animal

本来の行動がとれる自由

Freedom from behave normally

飼い主は、それぞれの動物が本能や習性に合った動物本来の行動がとれるように工夫しましょう。



恐怖・抑圧からの自由

Freedom from Fear and Distress

飼い主は動物が恐怖や抑圧を受けないように、また、精神的な苦痛や不安の兆候を示さないように、的確な対応をとりましょう。

飼養動物の適正な飼養管理に係る主な基準と罰則

所有者又は占有者の責務（第7条）

- 動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養保管することで動物の健康・安全の保持に努めること
- 動物が人の生命、身体、財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、人に迷惑を及ぼさないように努めること
- 動物の疾病予防の努力義務
- 逸走防止措置の努力義務
- 飼養保管目的に支障のない範囲での終生飼養の努力義務
- みだりな繁殖防止措置の努力義務
- 所有明示措置の努力義務
- 飼養保管基準

【家庭動物の飼養保管基準】

【展示動物の飼養保管基準】等

動物販売業者の責務（第8条）

- 動物の購入者に対する動物の適正飼養保管方法の説明の義務

所有者による犬猫の繁殖制限（第37条）

- 犬猫のみだりな繁殖等のおそれがあると認められる場合に、生殖を不能にする手術等を行う努力義務

<愛護動物に対して>（第44条）

みだりな殺傷 懲役2年以下又は罰金200万円以下
遺棄・虐待 罰金100万円以下

動物の所有者又は占有者(飼い主等)

<所有・占有される全ての動物>

第1種動物取扱業者(営利) (第10条～)

<実験動物、産業動物を除く哺乳類、鳥類、爬虫類>

販売、保管、貸出し、展示、訓練等の業を行う場合は登録制（登録基準あり）、基準遵守義務 等

第1種動物取扱業者のうち「販売業者」

<販売される哺乳類、鳥類、爬虫類>

現物確認、対面による情報提供の義務

販売業者のうち「犬猫等販売業者」 <犬猫>

犬猫等健康安全計画、終生飼養、幼齢規制 等

無登録営業 罰金100万円以下（第46条）

第2種動物取扱業者(非営利) (第24条の2～)

<飼養施設を設置して一定数以上（省令で規定）飼養される哺乳類、鳥類、爬虫類>

譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示等の業を行う場合は届出制、基準遵守義務

無届出 罰金30万円以下（第47条）

特定動物飼養者等

（第26条～）

<政令で定める危険動物（哺乳類、鳥類、爬虫類）>

飼養は許可制（許可基準あり（特定飼養施設））

無許可飼養 懲役6月以下
罰金100万円以下（第45条）
※法人：罰金5000万円以下（第48条）

実験動物飼養者

（第41条）

<実験動物>

3Rの原則

※競りあわせん業は除く

※第2条の基本原則は、「全ての動物」を取り扱う「何人（全ての人）」に適用

動物取扱業（第1種、第2種）に対する規制

第1種動物取扱業(営利)

(対象：実験動物・産業動物以外の哺乳類、鳥類、爬虫類)

42942件

(H29.4.1現在)

- ◆ 都道府県知事等への登録の義務（販売、保管、貸出し、訓練、展示等（登録拒否事由に該当しないもの））
- ◆ 標識の掲示義務
- ◆ **基準遵守義務（施行規則第8条+「第1種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」）**
- ◆ 感染症予防の努力義務
- ◆ 動物を取り扱うことが困難になった場合の譲渡し等の努力義務
- ◆ 動物取扱責任者の選任と毎年の研修受講義務

勧告
命令
報告
検査

第1種動物取扱業のうち「販売業」

20871件

- ◆ 現物確認、対面による情報提供の義務

販売業のうち「犬猫等販売業」

16004件(うち繁殖を行う者 12448件)

- ◆ 犬猫等健康安全計画の提出（登録時）、遵守義務
- ◆ 獣医師等との連携の確保を図る義務
- ◆ 終生飼養の確保を図る義務
- ◆ 幼齢の犬猫の販売等の制限（本則56日超）・・・販売の用に供するため引渡し・展示が可能な日
(親等から引き離して販売して良い日)
(附則・経過措置 施行後3年間 45日超、3年経過後～別に法律で定める日までの間 49日超)
- ◆ 犬猫等の個体に関する帳簿の作成・備付け・保存義務
- ◆ 犬猫等販売業者定期報告届出書の提出

第2種動物取扱業(非営利)

839件

- ◆ 都道府県知事等への届出の義務（譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示等）
届出の対象：大型動物（馬等）・特定動物3頭、中型動物（犬猫等）10頭、それ以外50頭以上
- ◆ **基準遵守義務（施行規則第10条の9+「第2種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」）**

勧告
報告
検査

第一種動物取扱業の業者の例

営利性がある業

業種	業の内容	該当する業者の例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業（その取次ぎ又は代理を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○小売業者 ○卸売業者 ○販売目的の繁殖又は輸入を行う業者 ○露天等における販売のための動物の飼養業者 ○飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	<ul style="list-style-type: none"> ○ペットホテル業者 ○美容業者（動物を預かる場合） ○ペットのシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	<ul style="list-style-type: none"> ○ペットレンタル業者 ○映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり、訓練を行う業	<ul style="list-style-type: none"> ○動物の訓練・調教業者 ○出張訓練業者
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○動物園 ○水族館 ○移動動物園 ○動物サーカス ○動物ふれあいテーマパーク ○乗馬施設・アニマルセラピー業者（ふれあいを目的とする場合） ○動物カフェ
競りあっせん業	動物売買をしようとする者のあっせんを、会場を設けて競りの方法により行う業	<ul style="list-style-type: none"> ○動物オークション市場の運営業者
譲受飼養業	有償で動物を譲り受けてその飼養を行う業	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢の犬や猫などを世話する「老犬・老猫ホーム」の事業者



第二種動物取扱業の業者の例

非営利の活動で、人の居住部分と区分できる飼養施設を持ち、一定頭数以上の動物を取り扱う場合

(例) 動物愛護団体の動物保護シェルター、公園等での展示など

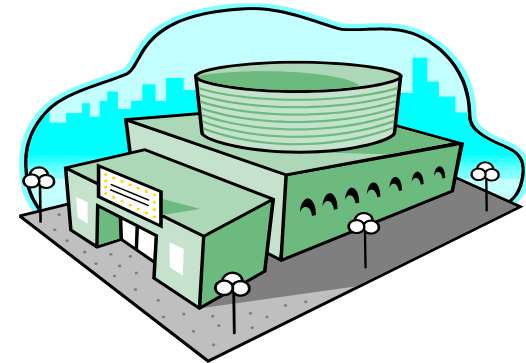
対象となる飼養予定頭数

- 馬・ウシ・ダチョウ等の大型の哺乳類又は鳥類、特定動物
・・・合計3頭以上
- 犬・猫・うさぎ等の中型の哺乳類・鳥類又は爬虫類
・・・合計10頭以上
- 上記以外の動物（哺乳類・鳥類又は爬虫類）
・・・合計50頭以上

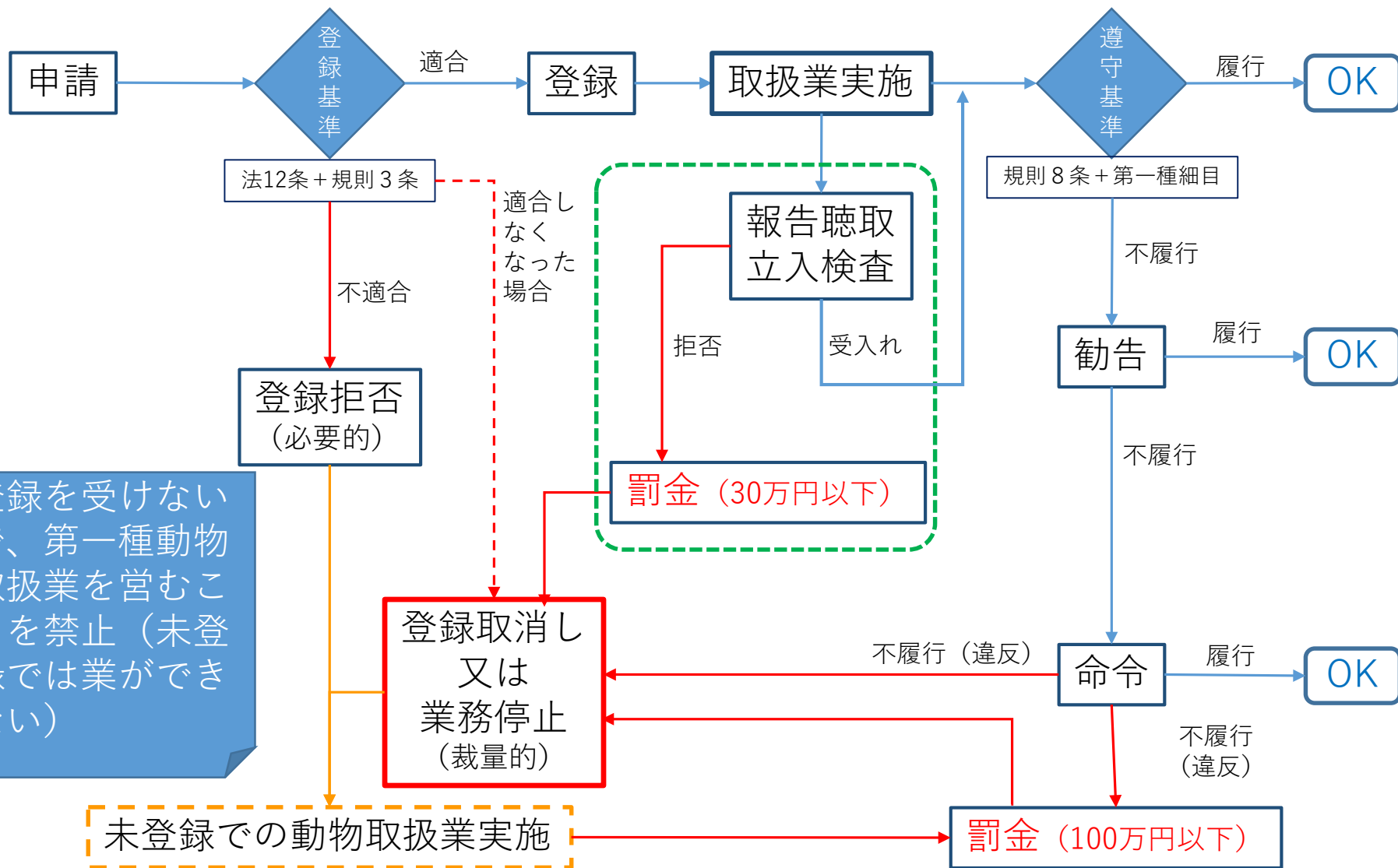
対象となる飼養施設（人の居住部分と区分できる飼養施設）

- 専用の飼養施設
- 飼養のための人の居住部分と区分されたスペース
- 飼養場所を人の居住部分と区分するケージ等の設備

動物愛護団体の
動物保護シェルター等



第一種動物取扱業の制度の主な体系（イメージ）



第1種動物取扱業に対する規制（登録の義務と拒否・取消し）

動物愛護管理法第10条(抄録)

第1項 動物(ほ乳類、鳥類、爬虫類で、実験動物、産業動物を除く。)の取扱業(販売、保管、貸出し、訓練、展示等)を営もうとする者は、事業所の所在地の都道府県知事等の**登録を受ける義務**。

第2項 省令で定める添付書類を添えて申請書を提出。

- ①住所・氏名等、②事業所名称等、③動物取扱責任者氏名、④業の種別と業務の内容・実施方法等、⑤動物の種類と数、⑥飼養施設の所在地、構造・規模、管理方法、⑦その他

第3項 犬猫等販売業を営む場合は、申請書に繁殖の有無と犬猫等健康安全計画を記載。

動物愛護管理法第12条(抄録)

第10条第1項の登録を拒否しなければならない場合

◇次の(法第12条)各号に該当する場合

1. 成年被後見人・補佐人・破産者で復権を得ないもの
2. 登録を取り消され、2年を経過しない者
3. 登録を取り消された法人の役員であった者で、2年を経過しないもの
4. 業務停止を命じられ、停止期間中の者
5. 化製場法、狂犬病予防法の一部規定により罰金以上の刑に処せられ、2年を経過していない者
6. 種の保存法、鳥獣保護法、外来生物法の一部規定により罰金以上の刑に処せられ、2年を経過していない者
7. 法人であって、役員に前各号に該当する者があるもの

◇第10条第2項第4号の業の種別・業務内容・実施方法が、省令の基準に適合していないとき

◇第10条第2項第6号の飼養施設の構造・規模及び管理の方法が、省令の基準に適合していないとき

◇犬猫等販売業にあっては、犬猫等健康安全計画が、省令の基準に適合していないとき

動物愛護管理法施行規則第3条(抄録)

第1項 動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するために必要なもの

1. 事業所・飼養施設の建物・土地の権原を有していること。
- 2・3. 販売業者、貸出業者が、それぞれ規則第8条の販売業者、貸出業者に係る遵守基準を満たしていること。
4. 事業所毎に1名以上の常勤・専属の動物取扱責任者が配置されていること。
- 5・6. 顧客に動物の飼養保管方法に関する重要事項を説明する職員は、第1項第5号の要件を満たしていること。
7. 必要な施設を有し、営業開始までに設置できる見込み。

第2項 飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準

1. 規則第2条に掲げるケージ等の設備等を有する。
2. ねずみ等の衛生動物の侵入を防止できる構造。
3. 清掃が容易である等衛生状態の維持がしやすい構造。
4. 動物の習性等に応じて、逸走が防止できる構造。
5. 施設と設備等は事業実施に必要な規模であること。
6. 施設は、飼養保管に係る作業に必要な空間を確保。
7. ケージ等が衛生管理上支障がある材質を用いていないこと等第2項第7号の要件を満たしていること。
8. 構造・規模が動物の種類・数に鑑み、著しく不適切でないこと。
9. 犬猫の飼養施設に夜間(午後8時～午前8時)に顧客等を立ち入らせない措置。

第3項 幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るために適切なもの

1. 犬猫等健康安全計画(以下「計画」)が、第1項、第2項及び規則第8条の遵守基準に適合するものであること。
2. 計画が、幼齢の犬猫等の健康・安全の保持の確保上明確で具体的であること。
3. 計画に定める販売が困難になった犬猫等の取扱いが、終生飼養を確保するために適切であること。

第1種動物取扱業に対する規制（遵守基準）

法第21条第1項 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

動物愛護管理法施行規則第8条

1. 離乳期を終えてから販売
2. 輸送等に十分な耐性ができてから販売等
3. 2日間目視観察の上で販売等
4. 展示時間は8～20時（猫カフェ22時）
5. 販売する動物の特性等の情報を文書で説明
6. 5.の情報を受け取った旨の顧客の署名等
7. 獣医師によるワクチン接種等の証明書添付
8. 貸し出す動物の特性等の情報を文書で説明
9. 競りにおいて5.の説明がなされていることの確認
10. 販売等の顧客情報を登録した台帳の作成と保管
11. 取引の相手が法令に違反していないことの確認
12. その他細目で定めるもの

第1種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（告示）

- ◆ 飼養施設の管理
- ◆ **設備の構造及び規模**
- ◆ 設備の管理
- ◆ 動物の管理
 - 動物の飼養又は保管
 - **動物の繁殖**
 - 動物の輸送 等
- ◆ 業の実施の広告
- ◆ 動物の情報の表示
- ◆ 動物取扱責任者研修の成果共有
- ◆ 動物の取引状況の台帳整備・保存
- ◆ 競りへの違反業者の参加禁止

数値基準は可能な限り科学的根拠に基づく、現状より細かい規制の導入が必要であり、専門的な知見を持つ有識者で構成される委員会において議論をすべき（H23.12中環審動愛小委員会報告）

第1種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（告示） 抜粋

<飼養施設の設備の構造、規模等>

- ◆ ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものであること
- ◆ ケージ等は、飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものであること（傷病動物や一時保管など特別な事情がある場合を除く。）
- ◆ ケージ等や訓練場は、動物に安全な構造等／衛生状態の維持がしやすい構造等／動物の逸走を防止する構造等であること

<動物の繁殖>

- ◆ 遺伝性疾患の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと（希少な動物の保護増殖を行う場合を除く。）
- ◆ みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。
- ◆ 動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保存すること。

第一種動物取扱業の登録基準と遵守基準の関係

登録の基準（規則第3条）

- 第1項 動物の健康・安全の保持等動物の適正な取扱いの確保
1. 事業所・飼養施設の建物・土地の権原を有していること
 2. 3. 販売業者、貸出業者が、事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容がそれぞれ規則第8条の販売業者、貸出業者に係る遵守基準の内容に適合するものであること。
 4. 事業所毎に1名以上の常勤・専属の動物取扱責任者が配置されていること。
 5. 6. 顧客に動物の飼養保管方法に関する重要事項を説明する職員は、第1項第5号の要件を満たしていること。
 7. 必要な施設を有し、営業開始までに設置できる見込み。
- 第2項 飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準
1. 規則第2条に掲げるケージ等の設備等を有する。
 2. ねずみ等の衛生動物の侵入を防止できる構造。
 3. 清掃が容易である等衛生状態の維持がしやすい構造。
 4. 動物の習性等に応じて、逸走が防止できる構造。
 5. 施設と設備等は事業実施に必要な規模であること。
 6. 施設は、飼養保管に係る作業に必要な空間を確保。
 7. ケージ等が衛生管理上支障がある材質を用いていないこと等第2項第7号の要件を満たしていること。
 8. 構造・規模が動物の種類・数に鑑み、著しく不適切でないこと。
 9. 犬猫の飼養施設に夜間（午後8時～午前8時）に顧客等を立ち入らせない措置。
- 第3項 幼齢犬猫等の健康安全の確保、犬猫等の終生飼養の確保
1. 犬猫等健康安全計画（以下「計画」）が、第1項、第2項及び規則第8条の遵守基準に適合するものであること。
 2. 計画が、幼齢の犬猫等の健康・安全の保持の確保上明確で具体的であること。
 3. 計画に定める販売が困難になった犬猫等の取扱いが、終生飼養を確保するために適切であること。

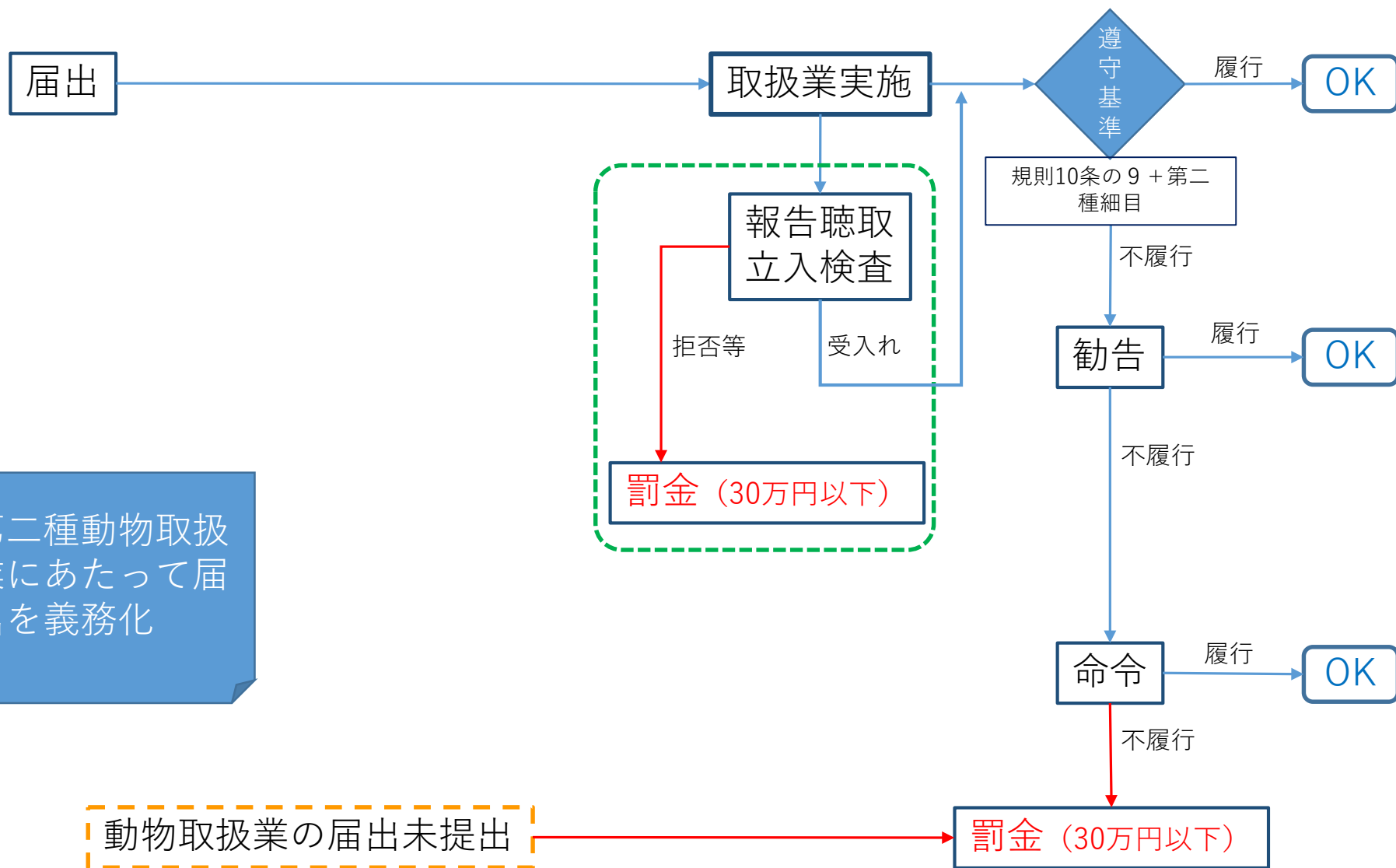
遵守基準（規則8条+第一種細目）

1. 離乳期を終えてから販売
2. 輸送等に十分な耐性ができてから販売等
3. 2日間目視観察の上で販売等
4. 展示時間は8～20時（猫カフェ22時）
5. 販売する動物の特性等の情報を文書で説明
6. 5.の情報を受け取った旨の顧客の署名等
7. 獣医師によるワクチン接種等の証明書添付
8. 貸し出す動物の特性等の情報を文書で説明
9. 競りにおいて5.の説明がなされていることの確認
10. 販売等の顧客情報を登録した台帳の作成と保管
11. 取引の相手が法令に違反していないことの確認
12. その他細目で定めるもの

↓ 第一種動物取扱業の遵守すべき動物管理方法細目

- 飼養施設の管理（清掃、保守点検、施錠等）
- 設備の構造及び規模（大きさ、構造、材質等）
- 設備の管理（給餌、休息設備、清掃、施錠等）
- 動物の管理
 - 動物の飼養又は保管
 - 動物の疾病等に係る措置
 - 動物の繁殖
 - 動物の輸送
 - 動物の顧客等との接触、譲渡し等
 - その他動物の管理
- その他遵守すべき基準
 - 業の実施の広告
 - 動物の情報の表示
 - 動物取扱責任者研修の成果共有
 - 動物の取引状況の台帳整備・保存
 - 競りへの動物取引関係法令の違反業者の参加禁止

第二種動物取扱業の制度の体系（イメージ）



第一種動物取扱業と第二種動物取扱業の遵守基準の違い

遵守基準（規則8条＋第一種細目）

1. 離乳期を終えてから販売
2. 輸送等に十分な耐性ができてから販売等
3. 2日間目視観察の上で販売等
4. 展示時間は8～20時（猫カフェ22時）
5. 販売する動物の特性等の情報を文書で説明
6. 5.の情報を受け取った旨の顧客の署名等
7. 獣医師によるワクチン接種等の証明書添付
8. 貸し出す動物の特性等の情報を文書で説明
9. 競りにおいて5.の説明がなされていることの確認
10. 販売等の顧客情報を登録した台帳の作成と保管
11. 取引の相手が法令に違反していないことの確認
12. その他細目で定めるもの



第一種動物取扱業の遵守すべき動物の管理方法等の細目

飼養施設の管理（清掃、保守点検、施錠等）
設備の構造及び規模（大きさ、構造、材質等）
設備の管理（給餌、休息設備、清掃、施錠等）
動物の管理

動物の飼養又は保管

動物の疾病等に係る措置

動物の繁殖

動物の輸送

動物の顧客等との接触、譲渡し等

その他

その他遵守すべき基準

業の実施の広告

動物の情報の表示

動物取扱責任者研修の成果共有

動物の取引状況の台帳整備・保存

競りへの違反業者の参加禁止

遵守基準（規則10条の9＋第二種細目）

1. 譲渡業者に対して譲渡先への情報提供
2. 譲渡業者に対して譲渡先へのワクチン接種等の記録交付
3. 貸出し業者に対して貸出し先への譲渡提供
4. その他細目で定めるもの



第二種動物取扱業の遵守すべき動物の管理方法等の細目

飼養施設の管理（清掃、保守点検、施錠等）

施設・設備の構造及び規模（大きさ、構造、材質等）

設備の管理（給餌、休息設備、清掃、施錠等）

動物の管理

動物の飼養又は保管

動物の疾病等に係る措置

動物の繁殖

動物の輸送

動物の見物客等との接触

動物の譲渡し・貸出し

その他

動物取扱業者登録・届出状況（環境省調べ）

動物取扱業者の登録・届出状況（総括表）

	第一種動物取扱業 総事業所数	第一種動物取扱業者種別内訳									計 (のべ数)	第二種動物取扱業 総事業所数	第二種動物取扱業者種別内訳					計 (のべ数)
		販売	販売のうち 犬猫等 販売業	犬猫等販売業のうち 繁殖を行う者	保管	貸出し	訓練	展示	競り あわせ 業	譲受 飼養 業			譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	
平成20年9月1日現在	34,224	21,872			16,490	765	2,820	1,900			43,847							
平成21年4月1日現在	36,101	22,875			17,493	853	3,058	2,001			46,280							
平成22年4月1日現在	38,460	23,866			18,868	856	3,325	2,150			49,065							
平成23年4月1日現在	39,897	24,299			20,162	975	3,544	2,281			51,261							
平成24年4月1日現在	39,702	23,086			21,048	911	3,646	2,344			51,035							
平成25年4月1日現在	39,568	21,715			21,592	999	3,746	2,379	9	20	50,460							
【登録・届出状況】 平成26年4月1日現在	39,874	20,846	15,890	11,983	22,575	999	3,950	2,527	23	44	50,964	336	215	58	28	15	137	453
平成27年4月1日現在	40,921	20,944	16,171	12,392	23,834	1,071	4,185	2,750	22	64	52,870	480	314	76	35	17	190	632
平成28年4月1日現在	42,367	21,104	16,510	12,603	25,103	1,127	4,377	2,999	22	91	54,823	683	485	112	42	23	225	887
平成29年4月1日現在	42,942	20,871	16,004	12,448	25,799	1,286	4,433	3,363	26	118	55,896	839	607	137	53	34	256	1,087

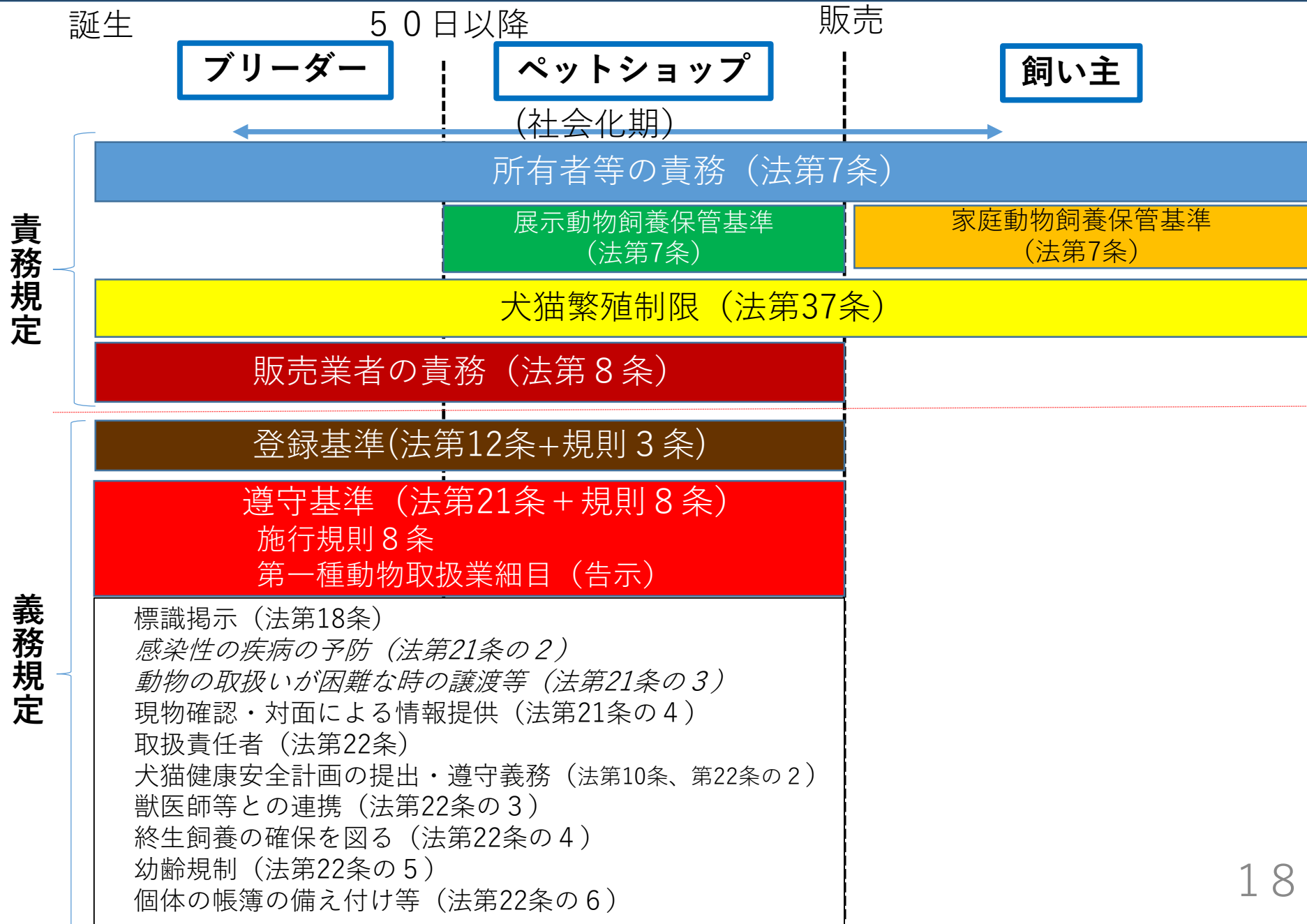
※平成25年9月1日の改正法施行により「第二種動物取扱業」「犬猫等販売業」「繁殖を行う者」の項目を追加した。

動物取扱業等に対する行政による勧告、命令、立入検査数等

動物取扱業等に対する行政による勧告、命令、立入検査、業務停止、登録取消、告発件数（総括表）

年度	第一種動物取扱業者						告発件数 (第一種動物 取扱業)		第二種動物取扱業者 (法第24条の4項に基づく 準用)				告発件数 (第二種動物 取扱業)		告発件数 (みだりな殺傷等)			告発件数 (特定動物)		周辺生活環境の保全			告発件数 (生活 環境)
	法第23 条第1 項・第 2項に 基づく 勧告数	法第23 条第3 項に基 づく措 置命令 数	法第24条 第1項に 基づく立 入検査件 数	法第24条第 1項に基 づく立入検査 件数 (施設数)	法第19 条に基 づく業 務停止 命令数	法第19 条に基 づく登 録取消 命令数	無登録 営業	その他	法第23 条第1 項に基 づく勧 告数	法第23 条第3 項に基 づく措 置命令 数	法第24 条第1 項に基 づく立 入検査 件数	法第24 条第1 項に基 づく立 入検査 件数 (施設 数)	無届出 業	その他	法第44 条第1 項 (みだ りな殺 傷)	法第44 条第1 項 (虐 待)	法第44 条第3 項 (遺 棄)	無許可 飼養	その他	法第25 条第1 項に基 づく勧 告数	法第25 条第2 項に基 づく措 置命令 数	法第25 条第3 項に基 づく命 令、勧 告数	法第46条 の2(法第 25条第2 項、3項) 関係 (命令違 反)
平成20	0	0			1	1								0	2	0	1	1	2	1			
平成21	20	0			0	0								0	2	1	0	0	0	0			
平成22	27	3			1	2								0	0	0	0	0	3	1			
平成23	24	1			1	0	0	0						0	0	0	0	0	0	0			
平成24	17	2	18,983	15,688	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0	0			
平成25	38	2	18,989	13,388	0	0	0	0	0	0	259	181	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
平成26	7	2	19,957	16,154	0	0	0	0	5	5	315	230	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0
平成27	7	1	19,815	16,051	1	0	0	0	0	0	419	315	0	0	0	0	0	1	0	3	0	1	0
平成28	18	0	28,611	24,079	1	1	0	0	0	0	475	332	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

犬猫に関する各種の基準等



犬猫以外の動物に関する各種の基準等

誕生

(離乳以降)

販売

ブリーダー

ペットショップ

飼い主

(社会化期)

責務規定

所有者等の責務 (法第7条)

展示動物飼養保管基準
(法第7条)

家庭動物飼養保管基準
(法第7条)

~~犬猫繁殖制限 (法第37条)~~

販売業者の責務 (法第8条)

登録基準(法第12条+規則3条)

遵守基準 (法第21条+規則8条)
施行規則8条
第一種動物取扱業細目 (告示)

義務規定

標識掲示 (法第18条)
感染性の疾病の予防 (法第21条の2)
動物の取扱いが困難な時の譲渡等 (法第21条の3)
現物確認・対面による情報提供 (法第21条の4)
取扱責任者 (法第22条)
~~犬猫健康安全計画の提出・遵守義務 (法第10条、第22条の2)~~
~~獣医師等との連携 (法第22条の3)~~
~~終生飼養の確保を図る (法第22条の4)~~
~~幼齢規制 (法第22条の5)~~
~~個体の帳簿の備え付け等 (法第22条の6)~~

所有者等の責務（法第7条）、販売者の責務（法第8条）等

所有者・占有者の責務（法第7条）

- ❑ 動物の所有者・占有者は、命あるものである動物の所有者・占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、
 - ・動物の種類、習性等に応じて適正に飼養・保管することにより、動物の健康・安全を保持する努力義務。
 - ・動物が人の生命、身体、財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないようにする努力義務。（第1項）
- ❑ 動物の所有者・占有者は、所有・占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払う努力義務。（第2項）
- ❑ 動物の所有者・占有者は、所有・占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずる努力義務。（第3項）
- ❑ 動物の所有者は、所有する動物の飼養・保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養する（終生飼養）努力義務。（第4項）
- ❑ 動物の所有者は、所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずる努力義務。（第5項）
- ❑ 動物の所有者は、所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置（環境大臣が定めるもの）を講じる努力義務。（第6項）
- ❑ 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

犬猫の所有者の責務（法第37条）

- ❑ 犬・猫の所有者は、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じる努力義務。（第1項）

動物販売業者の責務（法第8条）

- ❑ 動物販売業者は、販売する動物の購入者に対し、当該動物の種類、習性、供用の目的等に応じて、その適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明をする義務。（第1項）
- ❑ 動物販売業者は、購入者の購入しようとする動物の飼養及び保管に係る知識及び経験に照らして、当該購入者に理解されるために必要な方法及び程度により、前項の説明を行う努力義務。（第2項）

展示動物と家庭動物の飼養保管基準（法第7条第7項関係）

展示動物の飼養保管基準

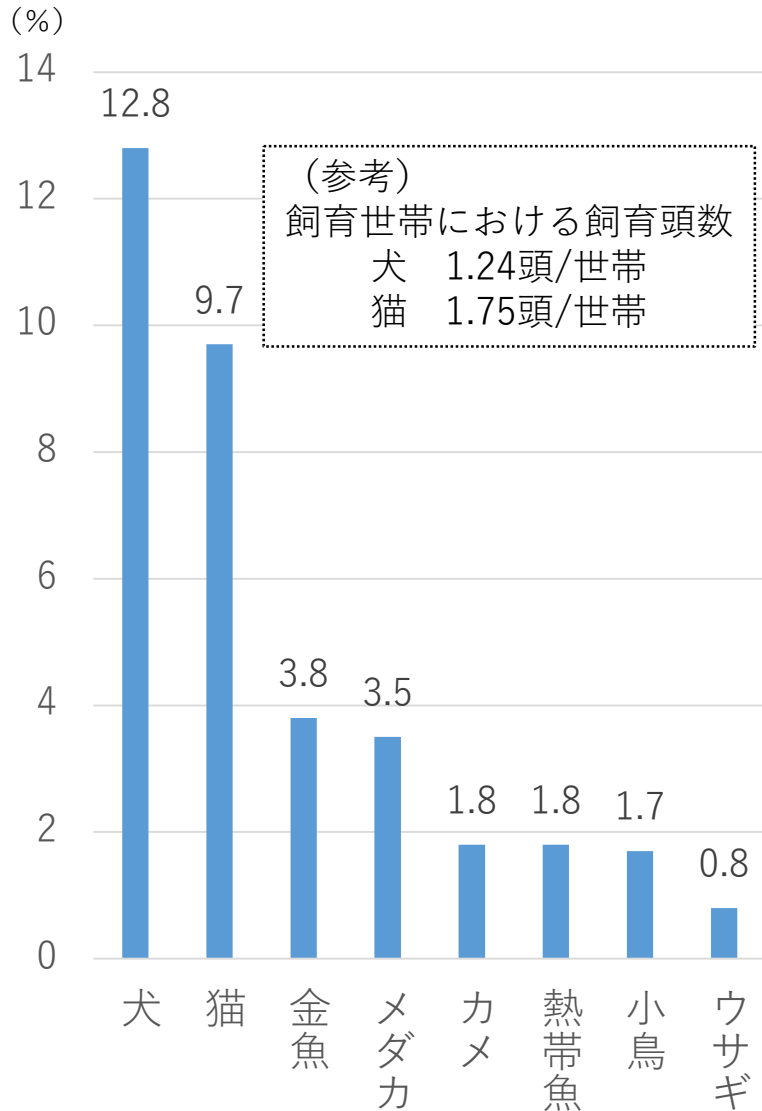
- 第1 一般原則
 - 1 基本的な考え方（適正飼養、エンリッチメント、普及啓発）
 - 2 動物の選定（慎重な展示動物種の選定）
 - 3 計画的な繁殖等（みだりな繁殖の防止等）
 - 4 終生飼養等（終生飼養努力と殺処分時の安楽殺等）
- 第2 定義（哺乳類、鳥類、爬虫類が対象）
- 第3 共通基準
 - 1 動物の健康及び安全の保持（適正飼養管理、施設等）
 - 2 生活環境の保全（動物と人の生活環境の保全）
 - 3 危害等の防止（有毒動物、逸走対策、災害時対策等）
 - 4 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等
 - 5 動物の記録管理の適正化（個体識別措置、台帳整備）
 - 6 輸送時の取扱い（短い輸送時間、安全な容器等）
 - 7 施設廃止等の取扱い（他の施設への譲渡等）
- 第4 個別基準
 - 1 動物園等における展示
 - (1) 展示方法（十分な説明、演芸訓練での暴力禁止等）
 - (2) 観覧者に対する指導（みだりな給餌等の抑制）
 - (3) 観覧場所の構造等（観覧者の接触防止等）
 - (4) 展示場所の移動（移動展示に際しての休憩の確保）
 - (5) 展示動物との接触（ふれあいでの動物の苦痛防止等）
 - 2 販売
 - (1) 展示方法（施設、展示時間、照明等を適切に）
 - (2) 繁殖方法（遺伝疾患の防止、高齢個体の繁殖禁止等）
 - (3) 販売方法（幼齢動物の社会化期確保、販売先の終生飼養可能性の確認、情報提供、野生動物販売の留意、ワクチン接種等）
 - 3 撮影
 - (1) 撮影方法（過度の苦痛防止、幼齢犬猫への配慮）
 - (2) 情報提供
- 第5 準用（展示動物に該当しない動物への準用）

家庭動物の飼養保管基準

- 第1 一般原則（終生飼養、被害防止、野生動物飼養問題）
- 第2 定義（哺乳類、鳥類、爬虫類が対象）
- 第3 共通基準
 - 1 健康及び安全の保持（給餌給水、疾病予防、施設）
 - 2 生活環境の保全（公共の場所でのふん尿被害防止等）
 - 3 適正な飼養数（生活環境被害防止等の可能な頭数）
 - 4 繁殖制限（不妊去勢、雌雄の分別飼養等の繁殖制限）
 - 5 動物の輸送（短い輸送時間、安全な容器、給餌等）
 - 6 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等
 - 7 逸走防止等（逸走防止に配慮した施設、所有明示等）
 - 8 危害防止（特定動物等の逸走防止、人身事故防止）
 - 9 緊急時対策（災害時の備えと発生時の同行避難等）
- 第4 犬の飼養及び保管に関する基準
 - 1 犬の放し飼い禁止
 - 2 係留方法と必要な運動量の確保
 - 3 鳴き声、ふん尿放置等による周辺住民生活の支障防止
 - 4 人の生命等の被害や迷惑の防止のためのしつけ訓練
 - 5 屋外で運動させる場合の遵守事項
 - 6 危険犬を屋外で運動させる場合の遵守事項
 - 7 犬を飼養できなくなった場合の譲渡
 - 8 子犬の譲渡にあたっての幼齢規制の趣旨の考慮
- 第5 猫の飼養及び保管に関する基準
 - 1 周辺環境に応じた適正飼養による迷惑の防止
 - 2 屋内飼養の努力、屋外飼養する場合の迷惑防止
 - 3 屋内飼養でない場合の不妊去勢等繁殖制限措置実施
 - 4 猫が飼養できなくなった場合の譲渡
 - 5 仔猫の譲渡にあたっての幼齢規制の趣旨の考慮
 - 6 飼い主のいない猫について生活環境等に配慮した管理
- 第6 学校、福祉施設等における飼養及び保管
- 第7 その他（逸走等による生態系被害防止への配慮）
- 第8 準用（家庭動物に該当しない犬猫等への準用）

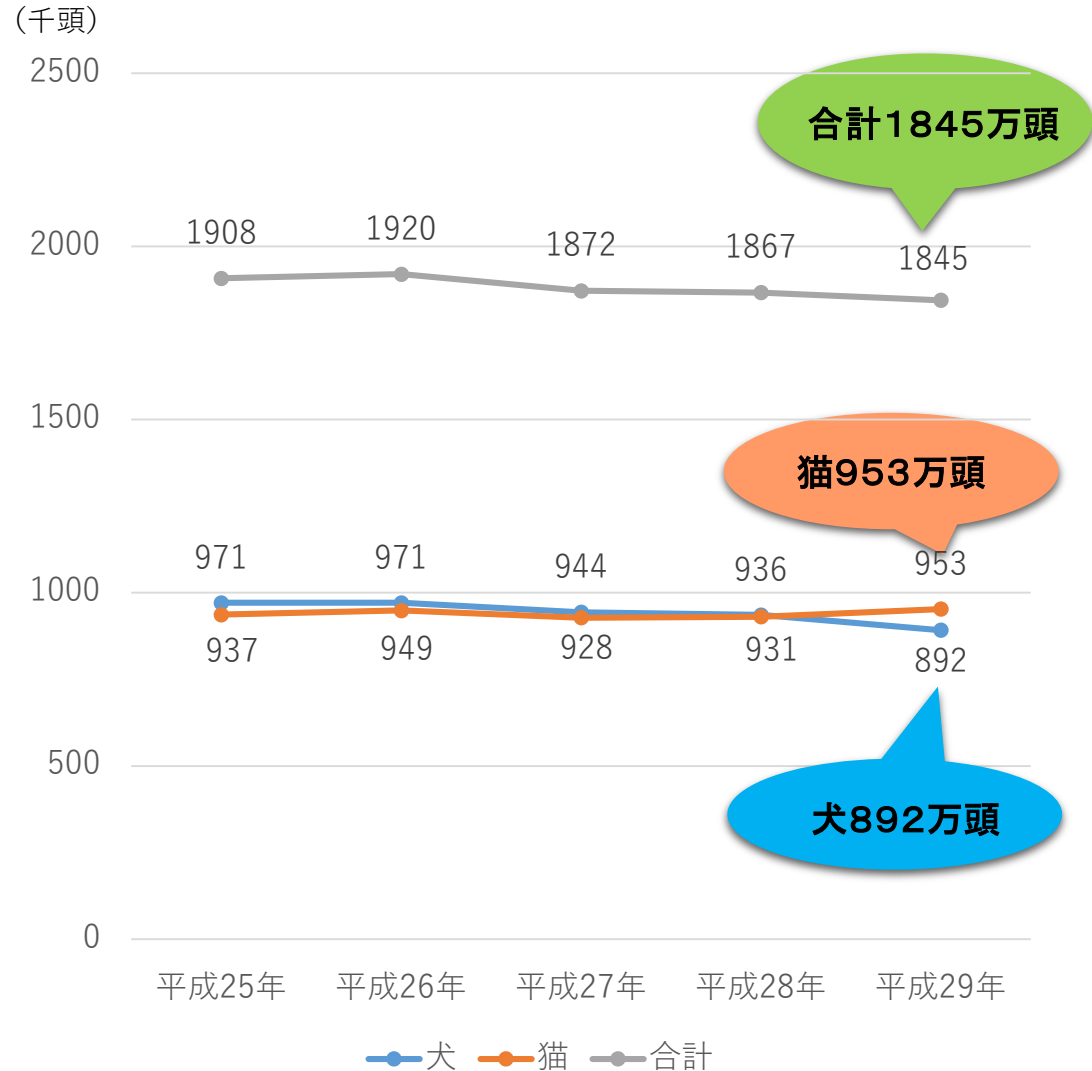
ペットの飼養状況

世帯におけるペットの飼養率



※猫には外猫（野良猫、地域猫）を含まず。

犬猫の飼養頭数の推移（推計）



出典：ペットフード協会・2017年全国犬猫飼育実態調査
※調査対象者「20～79歳」

現状と課題

犬猫を取り巻く現状と課題
～なぜ犬や猫の殺処分がなくなるのか～

全体の引取り数
 11.4万頭
 犬 4.1万頭
 猫 7.3万頭



飼育頭数 計1973万頭※
 犬 988万頭
 猫 985万頭

迷子、逸走、捨て犬・猫、
 野良犬・猫や野外での繁殖個体



所有者からの引取り
 1.6万頭
 犬 0.5万頭
 猫 1.0万頭

飼い主に返還
 1.3万頭
 犬 1.3万頭
 猫 273頭

新たな飼い主に譲渡
 4.4万頭
 犬 1.8万頭
 猫 2.7万頭



拾得者等からの引取り等
 9.8万頭 (うち仔犬子猫が5.2万頭)
 犬 3.7万頭 (うち仔犬が0.7万頭)
 猫 6.1万頭 (うち子猫が4.6万頭)

殺処分
 5.6万頭
 犬 1.0万頭
 (うち仔犬が、0.2万頭)
 猫 4.5万頭
 (うち仔猫が、3.0万頭)

※ 一般社団法人ペットフード協会調べ
 平成28年全国犬猫飼育実態調査より
 他の数値は、事務提要2017年版より